

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

（遊技場営業者の禁止行為）

**第23条** 第2条第1項第7号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）現金又は有価証券を賞品として提供すること。

（2）客に提供した賞品を買い取ること。

（3）・（4）略

2・3 略

（営業の停止等）

**第26条** 公安委員会は、風俗営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分若しくは第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 略

**第52条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（1）略

（2）第23条第1項第1号又は第2号の規定に違反した者

（3）～（5）略

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）

（法第23条第1項の政令で定める営業）

**第11条** 法第23条第1項の政令で定める営業は、遊技の結果に応じ客に賞品を提供して遊技をさせる営業とする。